

No	質問内容	回答
1	延長保育時間が 1 8 時 3 0 分までになるということですか？	延長保育時間が 1 8 時から 1 9 時までになります。 延長保育時間の終了時間は従来の 1 9 時のままです。
2	他県の私立保育所での「職員が全員辞める」という事案を知って、公立保育所の安心感があり、選択した。 私立保育所では、スポーツに力を入れたり、音楽に力を入れたり、特色があると思いますが、町はどのような部分を評価し、事業者を選定するのですか？	私立保育所における一斉退職の事案がおこっている事は、町でも認識しています。 そのような事案が発生しないよう、町にてモニタリングを行い、経営状態の確認を行いたいと思います。また、今回の事業者の選定にあたっては、この点も評価をする方針です。 経営が安定していることが、そこで働く保育士の方の処遇改善につながります。処遇改善を適正に行う事業者を選定したいと思います。 特色に関しては、今回の公私連携型保育所への移行では、従来の保育を引き継ぐことを条件としているので、いきなり大きな変化が起きないことを条件としています。ただし、いつまでも同じというもの、改善にはつながりませんので、三者協議会等で同意が得られるのであれば、現在の保育 + α を取り入れていくことも必要なことだと考えています。 飯野校区のお子さんの居場所づくりに寄与できるような提案等を評価したいと考えています。
3	第 4 保育所がひびきのそら保育園に移行したが、子どもたちの様子であったり、先生たちの様子であったり、公私連携型保育所の今の園の内情を町はどの程度把握しているのでしょうか？	4 月に公私連携型保育所に移行しましたが、4 月当初は、在園児童の保護者の方からご意見や苦情が入るのではないかと心配していました。しかし、第 4 保育所を引き継いだ社会福祉法人将友会が、うまく、引継ぎをされ、これまで、在園児童の保護者の方から、移行後に関してのご意見等は一度も受けておりません。 町の正式なアンケート調査を移行して半年後の 1 0 月に行う計画にしていますが、法人独自で 6 月にアンケート調査を行ったとのことです。その結果の報告があっており、その中で概ね好意的な意見が多かったです。 目を見張った意見としては、「園外への散歩があって、子どもも保護者もうれしい」という言葉や「先生たちの笑顔が増えた」という言葉もありました。公私連携型保育所への移行に際し、家庭訪問をやめ、子育てに関する相談窓口を開設されたとのことですが、逆に相談がしやすくなったと好評を得ています。 町こども未来課に配属されている保育士の職員が園訪問を行った際、従来の第 4 保育所の保育を十分に引継ぎながら保育を実践しているという報告も受けています。 公私連携型保育所なので、これからも園の様子を十分に確認しながら、見守っていきたいと考えています。

No	質問内容	回答
4	新たな法人の方が現園舎を建て替えたいという提案があった場合、園舎は建て替えになるのでしょうか？	園舎の建替えに関しては、国1/2、町1/4の補助があります。新たな法人の方が1/4の費用を負担し、建て替えを行いたいと提案された場合は、協議を行いたいと思います。 ただし、第2保育所では令和5年度にトイレを改修しています。長寿命化計画におけるトイレ改修であったことから、20年間の費用の償還が発生していますので、その点は財政部局との協議になると思います。
5	現在、第2保育所に配属されている正職員の方はどのようなになるのですか？	町立保育所が3園残りますので、そちらへの配属になります。また、益城幼稚園も町立で運営していますので、そちらに配属される可能性もあります。
6	町の介入は、これまで通りあるのですか？相談が町にできなくなるようなことがありますので、心配です。	他の私立の認可保育施設における相談も町が受け付けております。相談事案に対し、町も含めた形で対応しています。今後も、相談等ある場合は、役場こども未来課にて対応をさせていただきます。
7	町立第3保育所では、2事業者の応募がありますが、不決定になっています。第2保育所でも、不決定になる可能性があるのでしょうか？その場合どうなるのでしょうか？	事業者を選定にあたり、評価基準に基準点を設けているので、基準点を下回った場合は、不決定になる可能性があります。その際は、その旨、お知らせをさせていただき、再度、公募条件の見直しを行ったうえで、選定を行います。この場合は、スケジュールの変更がされる可能性があります。
8	町が運営することで、職員が変わらないという安心感がありました。公私連携型保育所になった場合、雇用が安定しないのではないかという不安があります。公私連携型保育所になった場合の経営がどのようなものか、資金面の動きも含め、詳しく教えてほしいです。	経営に必要な費用に関して、国が定める公定価格を基に町から委託費という形で公私連携型保育所に支給することになります。私立の認可保育施設に対しても、この委託費を支給しています。 委託費の内訳としては、国が1/2、県が1/4、町が1/4です。町立保育所の場合は、運営費を100%町が負担していますが、公私連携型保育所になると、75%が国、県が負担してくれます。 公私連携型保育所に移行してからは、この給付費が適正に保育士の方の給料として反映されているか確認を行っていきたいと思います。 また、今回の公私連携型保育所の移行に関し、私立保育所に比べ、魅力的なのは、新たな建物を建築せずに、既存の建物を利用することができることです。新たな建物を建築した場合、初期費用が発生します。当然この初期費用を回収しながら経営をしていくことになりますが、今回の第2保育所の公私連携型保育所の運営に関しては、給付費を人件費に充てることが出来るので、その分、保育士の方の安定的な雇用につながると考えています。 現在の町立保育所の現状からすると、正職員は全体の人数の3割に満たない状況で、非正規職員の会計年度任用職員や派遣保育士で必要保育士数を満たしています。公私連携型保育所に移行することで柔軟な雇用が期待できるので、むしろ雇用が安定する可能性が高いです。安定的な経営がなされているか、しっかりと、経営状況の確認を行っていきたいと思います。

No	質問内容	回答
9	スケジュールに関して、決定してから移行期間が 1 年ある中で、公私合同保育の期間が 6 か月は、短いように思います。この期間を延ばすことはできないのでしょうか？	先に公私連携型保育所に移行をした町立第 4 保育所も 6 か月の公私合同保育期間を設けましたが、実際に本格化したのは 1 月～3 月の 3 か月でした。町立第 4 保育所の場合は、多くの会計年度任用職員の方がそのまま第 4 保育所に残ったので、合同保育期間が短縮できたと考えています。 合同保育期間に関しては、6 か月を基本とし、新たな法人と協議の上、期間を見定めたいと思います。 今後開催を予定している三者協議会の際に、ご要望等あれば、お伝えいただければ幸いです。